

日本専門医機構 救急科領域専門研修カリキュラム制(単位制)整備基準

I. はじめに

1. 救急科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 救急科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) 救急科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 救急科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医は基幹施設のプログラム統括責任者の管理を受け、基幹施設・連携施設で研修を行う。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、6か月を越える休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから救急科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた等)

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

III. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 救急科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
 - 1) 日本救急医学会の定めた研修期間を満たしていること
 - 2) 日本救急医学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
 - 3) 日本救急医学会の定めた日本救急医学会会員歴を満たしていること
 - 4) プログラム制と同一の認定試験に合格すること

IV. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

- 1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における救急科領域の専門研修基幹施設(以下、基幹施設)および専門研修連携施設(以下、連携施設)とする。

2. 研修期間として認める条件

- 1) 日本救急医学会の会員である期間のみを、研修期間として認める
- 2) カリキュラム制（単位制）による研修開始日以降の期間を研修期間として認める
①ただし、救急科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制（単位制）」へ移行した場合には、「プログラム制」時の研修期間も認める
- 3) プログラム制による救急科領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修のみを、研修期間として認める。
①「関連施設」における勤務は研修期間として認めない。
- 4) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする
- 5) 研修期間として認めない研修
①他科プログラム制・他科カリキュラム制の専門研修期間
②初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

- 1) 基本単位
①「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。
- 2) 「フルタイム」の定義
①週31時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること
- 3) 「1ヶ月間」の定義
①暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする
- 4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	「基幹施設」または「連携施設」で職員として勤務している時間（※1）	「1ヶ月」の研修単位（※2）
フルタイム	週31時間以上	1単位
非フルタイム	週26時間以上31時間未満	0.8単位
	週21時間以上26時間未満	0.6単位
	週16時間以上21時間未満	0.4単位
	週8時間以上16時間未満	0.2単位
	8時間未満	研修期間の単位認定なし

（※1）主として勤務している1施設での勤務時間。同一期間に複数施設に勤務している場合でも時間の合算はできない

（※2）救急専従でない期間の単位は1/2を乗じた単位数とする

- 5) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間の算出
①原則として、勤務している時間として算出しない。
(1) 診療実績としては認められる。
- 6) 職員として所属していない「基幹施設」または「連携施設」での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出
①原則として、研修期間として算出しない。
(1) 診療実績としては認められる。
- 7) 産休・育休、病欠、留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大6ヵ月（6単

位)までを算入する。

8)「救急専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

4. 必要とされる研修期間

1)「基幹施設」または「連携施設」における36単位以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない

(1)ただし、「救急専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

2)「基幹施設」または「連携施設」において、「救急専従」で、12単位以上の研修を必要とする。

3)「基幹施設」または「連携施設」としての扱い

① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

4)ダブルボード用カリキュラム制(単位制)研修

「カリキュラム制(単位制)」の研修を開始した年の年度末(3月31日)までに指定する日本専門医機構認定他科専門医を取得している場合には12単位を付与する。

① 指定する日本専門医機構認定他科専門医：内科専門医・外科専門医・整形外科専門医・総合診療専門医(注1)

(1)12単位の付与を希望する場合は、救急科専門医受験申請時に指定する日本専門医機構認定他科専門医認定証の写しを提出しなければならない。

(2)12単位を付与した場合、IV. 3. 7)を併用することはできない。(注2)

(3)付与する12単位をIV. 4. 2)の「救急専従」に充てることはできない(注3)

(4)救急科専門研修を中断して、指定する日本専門医機構認定他科専門医の研修を行う場合、他科専門研修修了後に12単位以上の救急科専門研修を必要とする。

(注1)指定する日本専門医機構認定他科専門医研修においては、当該基本領域における救急領域と共通する研修項目の修得に12ヶ月必要であると考え、12単位を付与する。

(注2)IV. 3. 7)とは「産休・育休、病欠、留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大6ヶ月(6単位)までを算入する」であり、12単位の付与と6ヶ月(6単位)の休止とは併用はできない

(注3)IV. 4. 2)とは「「基幹施設」または「連携施設」において、「救急専従」で、12単位以上の研修を必要とする」であり、「救急専従で12単位」は必須とする

5. 「救急専従」として認める研修形態

1)「基幹施設」または「連携施設」における「救急部門」に所属していること

①「救急部門」として認める部門は、救急科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」および「連携施設」の申請時に、「救急部門」として申告された部門とする。

2)「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする

①職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」の「救急部門」の業務に、週31時間以上の勤務時間を従事していること。

②非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「救急専従」には認めない

(1)ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」での研修も「救急専従」に認める

i) その際における「救急専従」の単位数の算出は、IV. 3. 4)の非「フルタイム」勤務における研修期間の算出表に従う

3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

- 1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。
 - ① 「カリキュラム制(単位制)」の研修期間内の「基幹施設」および「連携施設」での経験症例が、診療実績として認められる対象となる。
 - ② 「カリキュラム制(単位制)」の研修期間以外の経験は、12症例を上限として、診療実績として認める対象となる。
 - (1) ただし、救急科専門研修プログラム制の「基幹施設」または「連携施設」における経験であること
- 2) 日本救急医学会の「研修プログラム管理システム」に登録された経験のみを、診療実績として認める。
 - ① ただし、統括責任者の「承認」がある経験のみを、診療実績として認める
- 3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。

2. 必要とされる経験症例

- 1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。
《「プログラム制」参照》

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

- 1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。
《「プログラム制」参照》

VI. カリキュラム制(単位制)における日本救急医学会会員歴について

1. 救急科領域の専門研修開始年より受験申請時まで継続して日本救急医学会の会員であること

VII. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

- 1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録
 - ① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。
- 2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請
 - ① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「救急科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本救急医学会及び日本専門医機構に申請する。
 - ② 「救急科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。
 - (1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由
 - (2) 管理を担当する基幹施設およびその基幹施設のプログラム統括責任者
- 3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可
 - ① 日本救急医学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

2. 救急科専門研修「プログラム制」から救急科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

- 1) 救急科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において期間の延長による

「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し、「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、救急科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 救急科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

- ①カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「救急科専門医移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本救急医学会及び日本専門医機構に申請する。
- ②「救急科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。
 - (1)「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由
 - (2)管理を担当する基幹施設およびその基幹施設のプログラム統括責任者

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

- ①学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。
- ②移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。
 - (1)再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

- ①カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

- ①「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。
- ②「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。
 - (1)ただし「関連施設」での診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっては、診療実績として認めない。

3. 救急科以外の専門研修「プログラム制」から救急科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 救急科以外の専門研修「プログラム制」から救急科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

- ①救急科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、救急科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅦ. 1に従い救急科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》

「救急科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および

「救急科専門医移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

救急科専門医【移行登録】

救急科カリキュラム制(単位制)での研修開始の理由書

日本救急医学会 気付 日本専門医機構 御中

救急科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制(単位制)での救急科研修に移行したく、理由書を提出します

記入日	(西暦) 年 月 日
フリガナ	会員番号
申請者氏名 (署名)	
医籍登録番号	
勤務先	施設名
	科・部名
	〒 TEL :
プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること	<input type="checkbox"/> 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等) <input type="checkbox"/> 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント <input type="checkbox"/> 3) 海外・国内留学 <input type="checkbox"/> 4) 他科基本領域の専門研修を修了 <input type="checkbox"/> 5) 他科基本領域の専門医を取得済 <input type="checkbox"/> 6) 臨床研究医コースの者 <input type="checkbox"/> 7) その他上記に該当しない場合
理由詳細	
他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について	他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある(はい・いいえ) はいの場合、基本領域名()科) 研修状況(中途辞退 ・ 中断 ・ 修了 ・ 修了見込)

研修管理を担当する基幹施設

上記の者が救急科カリキュラム制(単位制)での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名 _____

プログラム統括責任者(署名) _____ (印)

プログラム統括責任者の救急科専門医番号 _____

Q&A カリキュラム制(単位制)全般

Q1-1 救急科プログラム制における「基幹施設」、または「連携施設」における研修のみを研修期間として認めるとのことですが、A病院について、Bプログラムでは連携施設、Cプログラムでは関連施設で登録されています。この場合はどうなるのでしょうか。

⇒連携施設の扱いとなり、研修期間として認められます。

Q1-2 研修期間の算出について、暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とするとありますが、5月2日から6月29日までの勤務は、どうなるのでしょうか。

⇒その月の1日から末日をもって「1か月」としますので、5月2日から6月29日までの勤務は研修期間として算出できません。ただし、勤務が連続していれば、施設は異動していてもよいので、4月1日～5月1日に基幹施設のA病院、5月2日～6月29日に連携施設のB病院、6月30日～7月31日まで基幹施設のA病院と勤務が連続していれば、研修期間に算出できます。

Q1-3 日本救急医学会の会員である期間のみを、研修期間として認めるとありますが、4月からカリキュラム制(単位制)で研修を開始していたのに、入会が5月になってしまいました。4月分は認められないのでしょうか。

⇒カリキュラム制(単位制)での研修を許可する時点で、入会のご案内をいたしますので、案内通りにお手続きいただければ、研修開始時には会員となっているはずです。もし、うっかり入会が遅れてしまった場合でも、日本救急医学会の会計年度が1月～12月であることから、入会月のある年は会員であったという扱いになりますので、5月の入会になってしまったため、4月分の研修期間が認められないということはありません。ただし、年をまたいで翌1月の入会となった場合には、前年の研修期間は認められなくなりますのでご注意ください。

Q1-4 研修期間「フルタイム」の定義に「週31時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること」とありますが、基幹施設である大学病院に週40時間勤務していても、雇用形式上は非常勤の扱いの場合は、認められないのでしょうか。

⇒雇用形態が非常勤、嘱託であっても実質常勤とみなせる勤務（例：『健康保険、雇用者保険、年金』等の社会保険を加入している、病院管理者が勤務証明をする）の場合、救急科の研修においては、その勤務施設の職員として扱います。

Q1-5 研修期間の算出について「職員として所属している「基幹施設」、または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間」は、「原則として、勤務している時間として算出しない」とありますが、夜勤はどうでしょうか。

⇒交代制勤務における夜勤や休日勤務は、勤務している時間として算出できます。

Q1-6 研修期間の算出について「主として勤務している1施設での勤務時間。同一期間に複数施設に勤務している場合でも時間の合算はできない」とありますが、週4日A病院（連携施設）、週1日B病院（基幹施設）に勤務している場合B病院は研修期間に算出されないのでしょうか。

⇒はい。期間重複で複数の施設の勤務時間を合算することはできません。ただ、B病院は基幹施設ですので、経験症例については登録することが可能です。

Q&A ダブルボード用カリキュラム制（単位制）研修について

ダブルボード用カリキュラム制（単位制）での研修の例

例1 内科・外科・総合診療（研修期間3年）との研修例1

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8
	初期臨床研修		他科専門研修 (内科・外科・総合診療の研修)			救急科専門研修		
		他科 プロ 専攻 医登 録				救急科 カリ 専攻 医登 録	他科 専門 医取 得	救急科 専門 医試 験

例2 内科・外科・総合診療（研修期間3年）との研修例2

※救急科専門研修を中断して、他科専門研修を行う場合、他科専門研修修了後に1年（12単位）以上の救急科専門研修を必要とする

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8
	初期臨床研修		救急科 専門研修	他科専門研修 (内科・外科・総合診療の研修)			救急科 専門研修	
		救急科 プロ 専攻 医登 録	他科 プロ 専攻 医登 録			救急科 カリ 専攻 医登 録	他科 専門 医取 得	救急科 専門 医試 験

※他科専門研修について、研修期間が3年でない場合もあります。（例：整形外科は3年9カ月）

例3 整形外科（研修期間3年9カ月）との研修例1

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	初期臨床研修		整形外科専門研修（3年9カ月）				救急科専門研修		
		整形 外科 プロ 専攻 医登 録				救 急 科 カ リ 専 攻 医 登 録	1 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	4 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	救 急 科 専 門 医 試 験

例4 整形外科（研修期間3年9カ月）との研修例2

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	初期臨床研修		救急科 専門研修	整形外科専門研修（3年9カ月）				救急科 専門研修		
		救 急 科 プ ロ 専 攻 医 登 録	整 形 外 科 プ ロ 専 攻 医 登 録				救 急 科 カ リ 専 攻 医 登 録	1 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	4 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	救 急 科 専 門 医 試 験

Q2-1 指定する他科基本領域専門医を取得していますが、日本専門医機構認定ではありません。この場合もダブルボード用カリキュラム制（単位制）の研修として12単位付与してもらえますか

⇒いいえ、日本専門医機構認定の専門医でない場合は、ダブルボード用カリキュラム制（単位制）での研修の対象外ですので、12単位の付与はされません。

Q2-2 指定する他科基本領域専門医を取得している場合、救急科専攻医の専門研修期間は通算24単位以上で専門医取得が可能であるとのことですが、基幹施設・連携施設での研修期間の割合に規定はありますか

⇒いいえ、基幹施設（または、連携施設）で〇カ月の勤務が必須という規定はありません。

▼ダブルボード用カリキュラム制（単位制）での研修例

例1) 基幹施設に救急専従で2年（24単位）

- 例 2) 基幹施設に救急専従で 1 年 (12 単位) + 連携施設に救急専従で 1 年 (12 単位) = 24 単位
- 例 3) 基幹施設に救急専従で 6 ヶ月 (6 単位) + 連携施設に救急専従で 1 年 6 ヶ月 (18 単位) = 24 単位
- 例 4) 連携施設に救急専従で 2 年 (24 単位)
- 例 5) 基幹施設に救急専従で 1 年 (12 単位) + 基幹施設に週 30 時間の非フルタイムの救急部門勤務で 1 年 3 か月 (0.8 単位×15 ヶ月=12 単位) = 2 年 3 ヶ月で 24 単位
- 例 6) 連携施設に救急専従で 1 年 (12 単位) + 連携施設に週 25 時間の非フルタイムの救急部門勤務で 1 年 8 ヶ月 (0.6 単位×20 ヶ月=12 単位) = 24 単位
- 例 7) 基幹施設に救急専従で 1 年 6 ヶ月 (18 単位) + 連携施設に週 31 時間以上の非救急専従で 1 年 (0.5 単位×12 ヶ月=6 単位) = 2 年 6 ヶ月で 24 単位

Q2-3 ダブルボード用カリキュラム制 (単位制) で救急科の専門研修を 2 年で修了予定だったのですが、救急専従していない月が 1 か月あり 23.5 単位なのですがどうすればよいですか
⇒24 単位取得できるまで研修期間を延長してください。プログラム統括責任者に今後の研修予定をシステムに入力してもらってください。

研修期間を延長するにあたり、日本専門医機構および日本救急医学会への連絡は不要です。研修修了要件を満たしましたら、専門医新規申請をしてください。(3 月末までに研修要件を満たすことによりその年の審査に申請できますので、4 月末日に研修要件を満たす場合には、専門医新規申請は翌年となります)

Q2-4 指定する機構認定の専門医を取得済みでダブルボード用カリキュラム制 (単位制) で研修中だったのですが、出産育児のため研修を休止したいのですがどうすればよいですか
⇒ダブルボード用研修では休止制度はありませんので、24 単位が取得できるまで研修期間を延長してください。プログラム統括責任者に今後の研修予定をシステムに入力してもらってください。

研修期間を延長するにあたり、日本専門医機構および日本救急医学会への連絡は不要です。研修修了要件を満たしましたら、専門医新規申請をしてください (3 月末までに研修要件を満たすことによりその年の審査に申請できますので、4 月末日に研修要件を満たす場合には、専門医新規申請は翌年となります)

Q2-5 指定する他科基本領域専門研修修了後の専門医試験で不合格となりました。どうすればよいですか

⇒指定する他科基本領域専門研修に引き続き救急科の専門研修を行っている場合には、ダブルボード用カリキュラム制 (単位制) 研修は適用されませんので、通常の 36 単位の研修を行ってください。日本専門医機構および日本救急医学会への連絡は不要です。

研修修了要件を満たしましたら、専門医新規申請をしてください。

(救急科のカリキュラム制(単位制)研修の開始した年の年度末(3月31日)までに指定する他科専門医を取得している場合に、ダブルボード用カリキュラム制(単位制)研修の対象となります。)

Q2-6 指定する他科基本領域専門医を救急科のカリキュラム制(単位制)研修の開始した年の年度末(3月31日)まで取得していることはどう証明すればよいですか

⇒救急科専門医新規申請時に他科専門医認定証の写し(コピー)を提出していただきます。日本専門医機構認定の専門医であること、指定する他科専門医であること、決められた年限に取得していることを確認します

Q2-7 指定する他科基本領域専門医研修中の経験症例は登録することができますか

⇒初期臨床研修等も含め救急科専門研修以外での経験症例については下記2点を満たしていれば、最大12例まで登録することができます。

- ・救急科領域の基幹施設または連携施設で経験した診療実績であること
- ・専攻医が登録している救急科領域プログラムのプログラム統括責任者の承認があること

Q2-8 「救急科専門医受験申請時において、指定する日本専門医機構認定他科専門医を「カリキュラム制(単位制)」の研修を開始した年の年度末(3月31日)までに取得している場合には12単位を付与する」とありますが、他科専門医研修中について救急専従していなくても12単位付与されますか

⇒はい。

Q2-9 指定する機構認定の専門医を過去に取得済みです。ダブルボード用カリキュラム制(単位制)で研修の対象になりますか。

⇒はい。指定する機構認定専門医の研修と研修期間が連続していなくても、対象となります。